

部内限

基安化発 1013 第 3 号
平成 23 年 10 月 13 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

酢酸ビニル及び 1,2-ジブロモエタンのリスク評価結果に基づく
労働者の健康障害防止対策の徹底について

「酢酸ビニル」及び「1,2-ジブロモエタン」については、平成 21 年度よりリスク評価のためのばく露実態調査を行ってきたところであり、先般、当該リスク評価の結果がまとめ、「化学物質のリスク評価検討会」報告書として公表したところである。

当該 2 物質については、一部の事業場においては健康障害を生じるリスクが高いとされたものの、多くの事業場の作業工程に共通した高いリスクは認められなかったことから、平成 23 年 10 月 13 日付け基安発 1013 第 1 号により自主的な管理の徹底を指導することとしているが、高いばく露の認められた一部の事業場に対しては、所轄の労働局を通じて指導の徹底を図るよう、別添 1 及び 2 のとおり通知しているので了知されたい。

部内限

基安化発 1013 第 1 号
平成 23 年 10 月 13 日

関係労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

酢酸ビニルのリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

標記「酢酸ビニル」については、平成 21 年度よりリスク評価のためのばく露実態調査を行ってきたところであり、先般、当該リスク評価の結果がまとめ、「化学物質のリスク評価検討会」報告書として公表したところである。

酢酸ビニルに係るリスク評価結果は、下記 1 のとおりであり、ばく露実態調査を行った事業場のうち下記 2 の事業場を除いては健康障害を生じるリスクは高くないとされ、多くの事業場の作業工程に共通した高いリスクがみられるわけではなかったことから、健康障害防止措置のための制度的対応は要しないとされたところである。酢酸ビニルを製造し、又は取り扱う事業者に対しては、リスクアセスメントに基づく自主的な管理を徹底するよう平成 23 年 10 月 13 日付基安発 1013 第 1 号により指導することとしているが、下記 2 の事業場においては、

このため、下記 3 の要因分析を踏まえ、早急にばく露防止措置を講ずるよう当該事業場に対する指導の徹底を図られたい。

記

1 酢酸ビニルのリスク評価結果（要約）

初期リスク評価におけるばく露実態調査の結果、当該物質を原料として他の製剤の製造を行う 1 事業場で、原料の投入及び攪拌、サンプリング、槽の洗浄等の作業を行う 3 人の作業者に、二次評価値を超えるリスクの高い作業が確認されたが、同種作業を行っている事業場に対する詳細ばく露調査のばく露実態調査では、二次評価値を上回る TWA 値は見られず、作業工程に共通して高い TWA 値がみられるわけではなかった。なお、原料の投入及び攪拌、サンプリング、槽の洗浄等の作業については、作業時間は短いもの

のスポット測定で比較的高いばく露がみられたことから、当該作業については、事業者による、自主的なリスク低減措置が特に必要である。

また、酢酸ビニルは、ヒトに対して発がん性が疑われる物質であり、各種有害性も指摘されていることから、製品としての充填作業、酢酸ビニルが含まれる接着剤としての使用等についても、自主的なリスク低減措置が必要である。

なお、酢酸ビニルについては、皮膚刺激性を有し、皮膚に水疱形成を引き起こす等の指摘があり、自主的なリスク管理に当たっては、酢酸ビニルの皮膚や、目の保護等の健康障害防止措置について併せて検討する必要がある。

2 高いリスクが認められた事業場



3 要因分析結果



部内限

基安化発 1013 第 2 号
平成 23 年 10 月 13 日

関係労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

1,2-ジプロモエタンのリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

標記「1,2-ジプロモエタン」については、平成 21 年度よりリスク評価のためのばく露実態調査を行ってきたところであり、先般、当該リスク評価の結果がまとまり、「化学物質のリスク評価検討会」報告書として公表したところである。

1,2-ジプロモエタンに係るリスク評価結果は、下記 1 のとおりであり、ばく露実態調査を行った事業場のうち下記 2 の事業場においては健康障害を生じるリスクが高いとされたものの、多くの事業場の作業工程に共通した高いリスクは認められず、健康障害防止措置のための制度的対応は要しないとされたところである。1,2-ジプロモエタンを製造し、又は取り扱う事業者に対しては、リスクアセスメントに基づく自主的な管理を徹底するよう平成 23 年 10 月 13 日付基安発 1013 第 1 号により指導することとしているが、下記 2 の事業場においては、

このため、下記 3 の要因分析を踏まえ、早急にばく露防止措置を講ずるよう当該事業場に対する指導の徹底を図られたい。

記

1 1,2-ジプロモエタンのリスク評価結果（要約）

ばく露要因の解析の結果、いずれの作業についても、高いばく露が認められ、特に 1,2-ジプロモエタンを用いての密度測定の溶媒廃棄作業においてばく露リスクが高いと確認された。

当該作業のばく露レベルは、二次評価値 0.045 ppm を大きく超えるものであり、主なばく露要因としては、対象物質の蒸気の発散によるものと考えられる。

しかしながら、1,2-ジプロモエタンの有害物ばく露作業報告の提出事業場は 1 ヶ所であり、また、追加で調査した事業場についても特殊な用途に使用している実態が認めら

れたことから、作業工程共通のリスクがある可能性は低いと考える。また、二次評価値 0.045 ppm についても国際機関での評価が分かれていることにも留意する。

したがって、法令により対策を講じる必要性は低いと考える。

ただし、調査した事業場においてはリスクが高いと認められたため、発散抑制措置の改善、保護具の使用等に係る事業者の自主的管理の指導等が必要と考える。その際、ACGIH 等において、当該物質には経皮ふ吸収により全身毒性を発現する危険があることが指摘されていることから、当該物質の飛沫や蒸気に触れないよう、製造・取扱い事業者に注意喚起を行うことが必要である。

2 高いリスクが認められた事業場



3 要因分析結果

